

国立大学法人奈良教育大学(法人番号1150005002174)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教員養成を中心とした教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人のうち、常勤職員数(当該法人234人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる以下の法人等を参考とした。
○国立大学法人A大学・・・当該法人は、国立大学法人として教員養成を中心とした教育・研究事業を実施している(常勤職員数325人)。公表資料に拠れば、平成26年度の長の年間報酬額は16,124千円であり公表対象年度の役員報酬規定に記載された本俸額等を勘案すると、15,831千円と推定される。同様の考え方により、理事については14,705千円と推定される。

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

(業績給の仕組み及び導入実績を含む)

当法人においては、役員報酬規則において、俸給、期末手当、勤勉手当等の報酬について定めており、勤勉手当については、勤勉手当基礎額に対して勤務実績に応じて定める割合を乗じて算出している。平成27年度の勤務実績に応じて定める割合については、6月期においては100分の80.0未満から100分の92.0の範囲内で、12月期においては100分の85.0未満から100分の98.0の範囲内で決定することとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

法人の長の役員報酬支給基準は、月額及び期末・勤勉手当から構成されている。月額については国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則に則り、本給(A:974,000円、B:965,000円)に地域手当(A:97,400円、B:96,500円)および通勤手当を加算して算出している。期末・勤勉手当についても、国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則に則り、期末手当は期末手当基礎額(俸給+地域手当+(俸給+地域手当)×20%+俸給×25%)に6月に支給する場合は62.5%、12月に支給する場合は77.5%を乗じて得た額、勤勉手当は勤勉手当基礎額(俸給+地域手当+(俸給+地域手当)×20%+俸給×25%)に6月に支給する場合は80.0%、12月に支給する場合は85.0%を乗じて得た額としている。
なお、平成27年度では給与法の改定に準拠し、俸給表の引き下げ(10,000円)[H27.4~](現給保障あり)、単身赴任手当の引き上げ[H27.4~]、俸給表の引き上げ(1,000円)[H27.11~]および勤勉手当支給率の引き上げ(年間5.0%)を実施した。

理事

理事の役員報酬支給基準は、法人の長と同じく月額及び期末・勤勉手当から構成されている。月額については国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則に則り、A理事は本給(768,000円)に地域手当(76,800円)および通勤手当、B理事は本給(761,000円)に地域手当(76,100円)、単身赴任手当(46,000円)および通勤手当、C理事は本給(713,000円)に地域手当(71,300円)、単身赴任手当(46,000円)および通勤手当を加算して算出している。
なお、期末・勤勉手当の算出方法および平成27年度の改定内容は法人の長と同様である。

理事(非常勤)

理事(非常勤)の役員報酬支給基準は、国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則に則り、日額(46,510円)に勤務日数を乗じて得た額としている。
なお、平成27年度は常勤役員の改定に準じ、俸給日額の改定(H27.4~46,040円、H27.11~46,080円)を行ったが、現給保障を行っているため支給額は46,510円に変動は無い。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

監事(非常勤)の役員報酬支給基準は、国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則に則り、日額(46,510円)に勤務日数を乗じて得た額としている。
なお、平成27年度の改定内容は理事(非常勤)と同様である。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長A	8,684	5,844	2,179	77 (通勤手当) 584 (地域手当)		9月30日	※
法人の長B	8,872	5,789	2,461	42 (通勤手当) 578 (地域手当)	10月1日		
A理事	6,742	4,608	1,627	46 (通勤手当) 460 (地域手当)		9月30日	
B理事	6,963	4,565	1,941	0 (通勤手当) 276 (単身赴任手当) 456 (地域手当)	10月1日		
C理事	13,586	8,556	3,529	92 (通勤手当) 552 (単身赴任手当) 855 (地域手当)			◇
D理事 (非常勤)	744	744	0	0 ()			※
A監事 (非常勤)	1,767	1,767	0	0 ()			※
B監事 (非常勤)	1,069	1,069	0	0 ()			

注1:「地域手当」とは、地域における民間の賃金水準を基礎とし、かつ、地域の物価等を考慮して支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人奈良教育大学は、本学の理念である「学芸の理論とその応用を教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」に基づき、「高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てること」を目的としており、奈良県教育委員会等との組織的な連携・協働により、地域密着型を目指す大学として、義務教育諸学校に関する地域の教員養成機能の中心的役割を担うとともに奈良県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与することを基本的な目標とし、実践型教員養成機能への質的転換を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、国立大学法人奈良教育大学の学長は、職員234名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額(22,491千円)と比べてもそれ以下となっている。また、他の教員系単科大学A大学の長の報酬水準である指定職5号俸相当と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事	<p>国立大学法人奈良教育大学の理事は、経営面および教学面から法人の代表である学長を補佐し、本学の重要事項を決定するとともに、現場での指揮を行っている。理事の報酬額は、他の教員系単科大学の理事の報酬水準である指定職2号俸および指定職1号俸と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。</p>
理事(非常勤)	<p>国立大学法人奈良教育大学の理事(非常勤)は、対外業務の面から法人の代表である学長を補佐し、本学の重要事項を決定している。理事の報酬額は、他の教員系単科大学A大学の報酬額(46,000円/日額)と同等であり、職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。</p>
監事	<p>該当者無し</p>
監事(非常勤)	<p>国立大学法人奈良教育大学の監事(非常勤)は、本学の公共性を担保し、学校経営主体としてふさわしい法人となるよう監査している。監事(非常勤)の報酬額は、理事(非常勤)の報酬額と同額であり、職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。</p>
【文部科学大臣の検証結果】	
<p>職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。</p>	

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長A	千円 7,548	年 月 6 0	H27.9.30	1	※
理事A	千円 該当者なし	年 月			
理事B	千円 該当者なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長A	<p>当該法人の長は学長として、適切な業務運営を行うとともに、教育研究等の質の向上を目指して、実践力養成に向けた教育課程の再編(学部・大学院)を行うとともに、特色ある教育研究の推進のため、教育研究支援機構を設置しユネスコパートナーシップ事業等を展開した。また、地域連携を重視し、地域の学校等に対する支援を推進するため、スクールサポーター研修・認証制度を運営・実施した。さらに、国際化の取り組みとして海外教育機関との交流協定の締結や国際シンポジウムを開催するなど、本学の運営及び研究推進に大きく貢献した。</p> <p>当該法人の長の業績勘案率については、業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。</p>
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給は導入していない。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成27年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人234人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人A大学・・・当該法人は、同じ国立大学法人として教員養成を中心とした教育・研究事業を実施しており、法人規模においても同等(常勤職員数325人)となっている。

(2) 国家公務員・・・平成27年度において国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が408,996円となっており、全職員の平均給与月額は416,455円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の平成27年4月の平均支給額は194,598円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務成績に応じて、昇給及び昇格等を実施している。給与については、勤勉手当の支給割合を増減させることにより、個人目標の業績の達成度を含めて、勤務に対する評価を反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、管理職手当、学長補佐手当、管理職員特別勤務手当、安全衛生管理手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、超過勤務手当、休日給、期末手当および勤勉手当)としている。

期末手当は期末手当基礎額(俸給+扶養手当+俸給と扶養手当に対する地域手当+(俸給+俸給に対する地域手当)×(役職に応じ20%~0%)+俸給×(役職に応じ15%~0%))に6月に支給する場合は122.5%、12月に支給する場合は137.5%を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当は勤勉手当基礎額(俸給+俸給に対する地域手当+(俸給+俸給に対する地域手当)×(役職に応じ20%~0%)+俸給×(役職に応じ15%~0%))に勤勉手当における成績率の決定要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度には①全俸給表のベースダウン(2.0%) [H27.4~](現給保障あり)②管理職員特別勤務手当の新設[H27.4~]③単身赴任手当の増額[H27.4~]④全俸給表のベースアップ(0.4%) [H27.11~]⑤12月期の勤勉手当支給率の引き上げ(0.10月)を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	205	47.1	7,831	5,745	142	2,086
事務・技術	49	43.3	6,078	4,537	203	1,541
教育職種 (大学教員)	96	50.9	9,290	6,725	155	2,565
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	58	43.9	6,987	5,207	71	1,780
その他医療職種 (看護師)	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

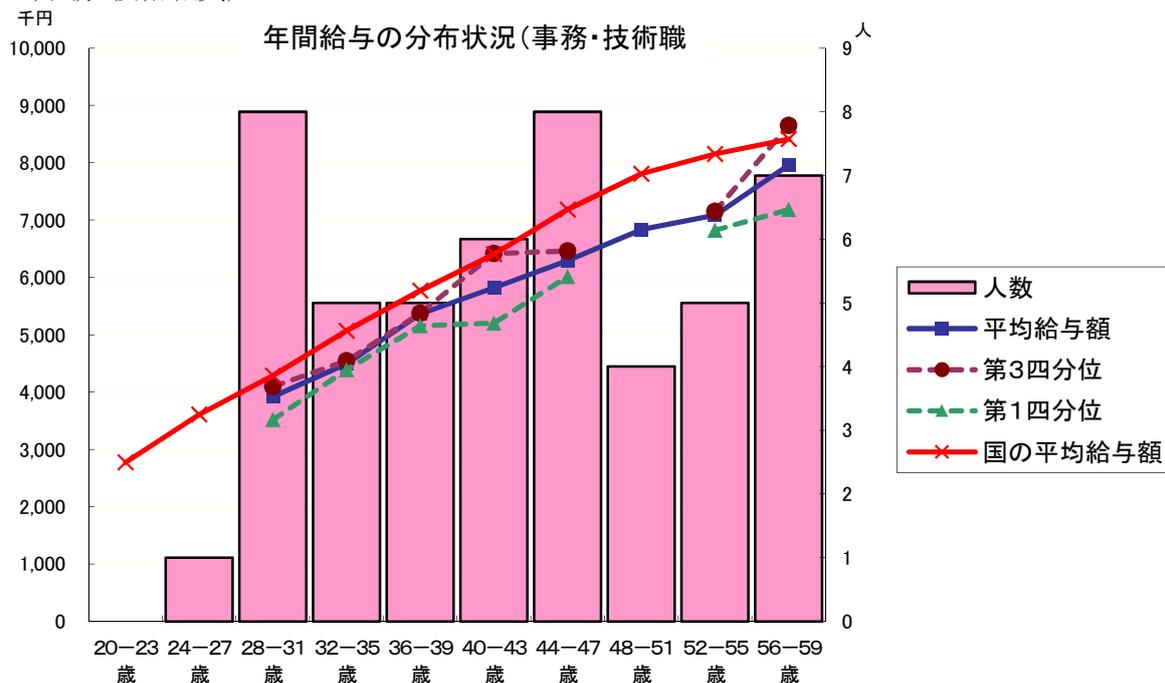
注2:在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため、表を省略する。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員の技能・労務職種及びその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ]

(事務・技術職員)

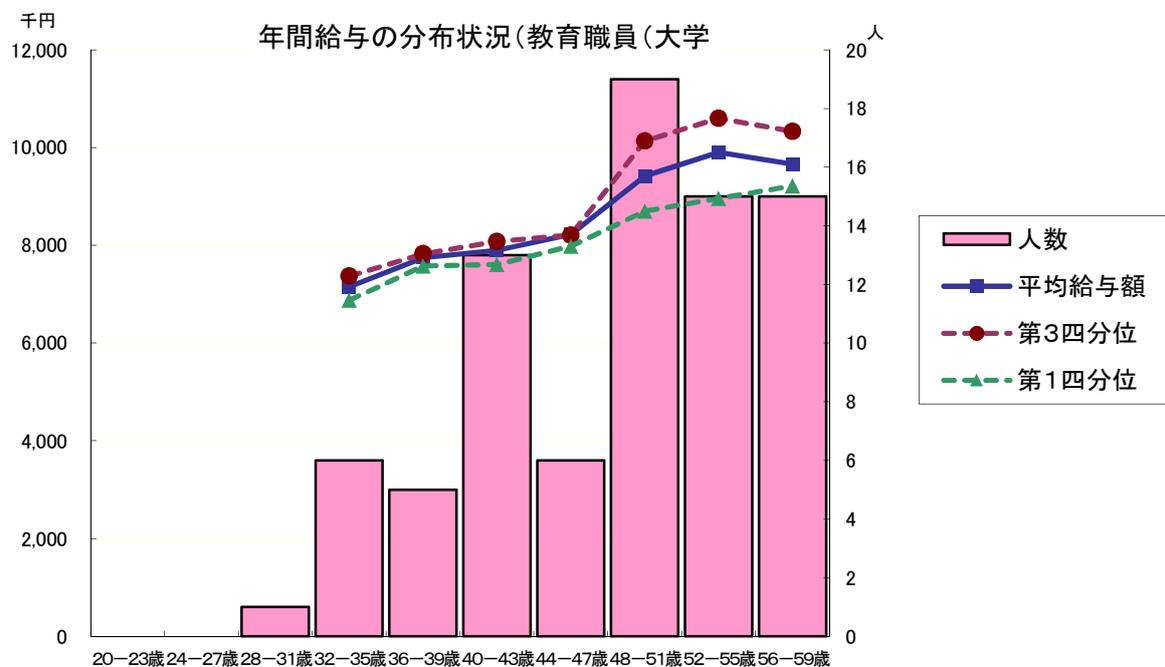


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢24～27、48～51歳の該当者はそれぞれ4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3:年齢24～27の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))



注1:年齢28～31歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2:年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	千円
課長	5	57.7	8,580	8,758	8,397
副課長	4	54.3	7,179	7,431	6,985
係長	23	44.8	6,117	7,153	4,828
主任	5	44.5	5,581	6,461	4,544
係員	12	30.3	3,974	4,590	3,402

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	57	55.9	9,983	11,798	8,206
准教授	38	44.0	7,925	8,960	6,277
専任講師	1			～	

注:専任講師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 59.6	% 60.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 40.4	% 39.2
	最高～最低	% 40.2～35.6	% 42.9～36.7	% 41.4～36.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 62.1	% 62.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 37.9	% 37.8
	最高～最低	% 40.2～35.0	% 42.5～35.3	% 41.0～35.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.0	% 60.2	% 60.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.0	% 39.8	% 39.4
	最高～最低	% 40.2～36.6	% 40.6～37.4	% 40.4～37.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 61.8	% 62.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.9	% 38.2	% 38.0
	最高～最低	% 40.2～35.5	% 40.6～35.9	% 40.4～35.7

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 90.3 ・年齢・地域勘案 93.2 ・年齢・学歴勘案 89.4 ・年齢・地域学歴勘案 92.8 (参考)対他法人 102.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	
給与水準の妥当性の検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.9%】 (国からの財政支出額 2,438,312千円、支出予算の総額 3,440,936千円:平成27年度予算)
	【累積欠損額について】 累積欠損額 なし (平成26年度決算)
	【管理職の割合 10.2%(常勤職員数49名中5名)】
	【大卒以上の高学歴者の割合 69.4%(常勤職員数49名中34名)】
	【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 56.6%】 (支出総額 3,370,798千円、給与・報酬等支給総額 1,906,516千円:平成26年度決算)
	【検証結果】 (法人の検証結果) 対国家公務員指数は90.3と低く、高学歴者の割合69.4%を考慮すると89.4とさらに低くなる。地域手当が10%であるが、それを換算しても指数は93.2であり、適正な水準である。また支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が70.9%、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合は56.6%であるが、累積欠損はなく健全な財務状況である。 (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成26年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

4 モデル給与

事務・技術職員

- 22歳(大学卒初任給、独身) 月額176,700円 年間給与2,862,000円
- 35歳(主任、配偶者・子1人) 月額319,220円 年間給与5,171,000円
- 45歳(係長、配偶者・子2人) 月額390,390円 年間給与6,324,000円

教育職員(大学職員)

- 24歳(修士修了初任給、独身) 月額237,000円 年間給与3,839,000円
- 35歳(准教授、配偶者・子1人) 月額438,460円 年間給与7,103,000円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人) 月額507,100円 年間給与8,215,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

〔 勤務成績に応じて、昇給及び昇格等を実施している。給与については、勤勉手当の支給割合を増減させることにより、個人目標の業績の達成度を含めて、勤務に対する評価を反映させている。 〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,875,720	千円 1,879,815	千円 1,775,087	千円 1,787,208	千円 1,906,516	千円 1,882,745
退職手当支給額 (B)	千円 145,767	千円 184,004	千円 225,213	千円 259,566	千円 152,365	千円 200,867
非常勤役職員等給与 (C)	千円 237,258	千円 241,587	千円 247,147	千円 257,478	千円 283,719	千円 302,893
福利厚生費 (D)	千円 247,759	千円 261,215	千円 256,027	千円 268,970	千円 287,727	千円 302,561
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,506,504	千円 2,566,621	千円 2,503,474	千円 2,573,222	千円 2,630,327	千円 2,689,066

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額が対前年度比1.2%減となった要因は、教職員数の減少によるものである。最広義人件費が対前年度比2.2%増となった要因は、上記に加え、定年退職者の増加による定職手当支給額の増加、改革強化推進補助金による若手研究者の採用に伴う非常勤役職員等給与の増加、および共済年金の厚生年金への一元化による掛け金の引き上げと年金払い退職給付の新設に伴う福利厚生費の増加による。

Ⅳ その他

特になし